

(2) 幼児施設の現状

図表 1 : 幼児教育・保育施設

| 事業名 | 内 容 |
|--------|--|
| 保育所（園） | 就労や病気、介護などによって保護者が保育できないという「保育を必要とする事由」に該当する場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。0歳から小学校就学前の児童が利用できる施設です。（市内在園数13園） |
| 幼稚園 | 入所要件がなく主に3歳以上児童から就学前までの児童の幼児教育・保育を実施する施設です。（市内在園数4園） |
| 認定こども園 | 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。保育所のような「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できる保育枠と幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠があり、保育の時間に違いがあります。（市内在園数2園） |
| 小規模保育所 | 原則0歳から2歳の児童19人以下の少人数の保育施設です。利用するには保育所と同様に「保育を必要とする事由」が必要です。（市内在園数3園） |

※市内在園数は令和7年4月1日開設予定園を含む